

I S I ランゲージスクール 学則

第 1 章 総則

(目的)

第1条 本学は、日本の高等教育機関（大学・専門学校等）に入学を希望する外国人留学生や、日本語教育を通じて日本の文化や習慣等の理解を深めたい学生に対して、日本語教育及び高等教育を受けることに必要な基礎科目の教育を行い、併せて国際親善に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は I S I ランゲージスクール という

(位置)

第3条 本学3校舎の位置を以下に置く

第1棟（本館） 東京都新宿区高田馬場2丁目14番19号

第2棟（別館） 東京都豊島区高田3丁目10番21号

第3棟（新館） 東京都新宿区高田馬場4丁目23番32号

(点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 コース、修業年限、定員及び休業日

(コース、修業年限及び定員)

第5条 本学のコース、修業年限、収容定員及び学級数は、次のとおりとする。

	コース名	修業年限	収容定員	学級数	昼夜の別
第 1 部	大学進学2年コース	2年	913人	46	昼間
	大学進学1年9か月コース	1年9か月	220人	11	
	大学進学1年6か月コース	1年6か月	120人	6	
	大学進学1年3か月コース	1年3か月	60人	3	
第 2 部	大学進学2年コース	2年	913人	46	昼間
	大学進学1年9か月コース	1年9か月	220人	11	
	大学進学1年6か月コース	1年6か月	120人	6	
	大学進学1年3か月コース	1年3か月	60人	3	
計			2626人	132	

(始期・終期等)

第6条 本学のコースは、4月、7月、10月、1月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2学期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本学の休業日は、原則次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏期休業日
- (5) 秋期休業日
- (6) 冬期休業日
- (7) 春期休業日

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他緊急の事情があると校長が認めるときは、臨時に休業日とすることができる。

(授業の終始業時刻)

第8条 本学の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

- (1) 第1部 始業時刻 8時50分 終業時刻 12時
- (2) 第2部 始業時刻 13時 終業時刻 16時10分

第3章 教育課程、授業時数、 学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の授業時数は、45分とする。

2 本学の教育課程及び授業時数は下記の表のとおりとする。

(1) 進学2年コース

①基礎課程Ⅰ(20週)

授業科目	週当たり授業時数等
文法	7(20週)
会話	7(20週)
聽解	2(20週)
表現	3(20週)
発音	1(20週)
計	20時数

②基礎課程Ⅱ(20週)

授業科目	週当たり授業時数等
文法	6(20週)
会話	7(20週)
聽解	1(20週)
読解	2(20週)
作文	2(20週)
表現	2(20週)
計	20時数

③進学課程Ⅰ(20週)

授業科目	週当たり授業時数等
文法	6(20週)
会話	6(20週)
聽解	2(20週)
読解	2(20週)
作文	2(20週)
表現	2(20週)
計	20時数

④進学課程Ⅱ（20週）

授業科目	週当たり授業時数等
文法	6（20週）
会話	6（20週）
聴解	2（20週）
読解	2（20週）
作文	2（20週）
表現	2（20週）
計	20 時数

* 授業科目の週当たり授業時数は目安である。

(2) 進学1年9か月コース

①基礎課程Ⅰ（20週）

授業科目	週当たり授業時数等
文法	7（20週）
会話	7（20週）
聴解	2（20週）
表現	3（20週）
発音	1（20週）
計	20 時数

②基礎課程Ⅱ（20週）

授業科目	週当たり授業時数等
文法	6（20週）
会話	7（20週）
聴解	1（20週）
読解	2（20週）
作文	2（20週）
表現	2（20週）
計	20 時数

③進学課程 I (20週)

授業科目	週当たり授業時数等
文法	6 (20週)
会話	6 (20週)
聴解	2 (20週)
読解	2 (20週)
作文	2 (20週)
表現	2 (20週)
計	20 時数

④進学課程 II (10週)

授業科目	週当たり授業時数等
文法	6 (10週)
会話	6 (10週)
聴解	2 (10週)
読解	2 (10週)
作文	2 (10週)
表現	2 (10週)
計	20 時数

* 授業科目の週当たり授業時数は目安である。

(3) 進学1年6か月コース

①基礎課程 I (20週)

授業科目	週当たり授業時数等
文法	7 (20週)
会話	7 (20週)
聴解	2 (20週)
表現	3 (20週)
発音	1 (20週)
計	20 時数

②基礎課程Ⅱ（20週）

授業科目	週当たり授業時数等
文法	6（20週）
会話	7（20週）
聴解	1（20週）
読解	2（20週）
作文	2（20週）
表現	2（20週）
計	20 時数

③進学課程Ⅰ（20週）

授業科目	週当たり授業時数等
文法	6（20週）
会話	7（20週）
聴解	1（20週）
読解	2（20週）
作文	2（20週）
表現	2（20週）
計	20 時数

* 授業科目の週当たり授業時数は目安である。

(4) 進学1年3か月コース

①基礎課程Ⅰ（10週）

授業科目	週当たり授業時数等
文法	7（10週）
会話	7（10週）
聴解	2（10週）
表現	3（10週）
発音	1（10週）
計	20 時数

②基礎課程Ⅱ（20週）

授業科目	週当たり授業時数等
文法	6（20週）
会話	7（20週）
聽解	1（20週）
読解	2（20週）
作文	2（20週）
表現	2（20週）
計	20 時数

③進学課程Ⅰ（20週）

授業科目	週当たり授業時数等
文法	6（20週）
会話	7（20週）
聽解	1（20週）
読解	2（20週）
作文	2（20週）
表現	2（20週）
計	20 時数

* 授業科目の週当たり授業時数は目安である。

(学習の評価)

第 10 条 各学期の学習の評価は、試験成績、出席状況、授業態度等を総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第 11 条 本学に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教務主任
- (3) 教員 132名以上（うち専任44名以上）
- (4) 生活指導担当 25名以上
- (5) 事務職員 15名以上（うち専任10名以上）

- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
- 4 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

第4章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 誠実且つ勤勉で学習意欲のある者。
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。
- (4) 信頼のおける保証人を有する者
 - ・経費支弁者十分な経費支弁能力があること。
 - ・経費支弁能力を立証できる資料を有すること。

ただし、校長が許可した場合は、上記入学要件を満たしていない者でも入学を許可する場合がある。

(入学時期)

第13条 本学への入学は、年4回とし、その時期は4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続)

第14条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。
- (4) 本学への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度でありかつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(転学・編入学)

第15条 本校への転学・編入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、且つ、やむを得ない事情があると認めたときは、選考の上許可することができる。

(休学・復学)

第16条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、3日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 17 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第 18 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 10 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 19 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 20 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があつたときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 学生規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があつたとき
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 正当な理由なく出席が常でない者
- (5) 本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 校長は前条に係る行為に該当する学生に対して訓告を与え、3 回目となった場合には、退学を命じることができる。

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第21条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

(単位：円)

	進学2年コース	進学1年9か月コース	進学1年6か月コース	進学1年3か月コース
入学検定料	22,000	22,000	22,000	22,000
入学金	77,000	77,000	77,000	77,000
授業料	1,416,000	1,239,000	1,062,000	885,000
教材費	88,000	77,000	66,000	55,000
施設費	88,000	77,000	66,000	55,000
合計	1,691,000	1,492,000	1,293,000	1,094,000

(納入及び納入の特例)

第22条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、生徒納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、生徒納付金の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第23条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、生徒納付金を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の還付)

第24条 第21条及び第22条の規定に基づき所定の金額を納付した者が、入学の辞退又は退学をする場合における入学金、授業料及び教材費等の返還については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 在留資格認定証明書が不交付の場合

入学検定料及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。

(2) 在留資格認定証明書は交付されたが、査証の申請を行わず来日しない場合

在外公館で査証発給申請をしたが、認められず来日できない場合

入学検定料、入学金及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可書、及び在留資格認定証明書を返還した者、在外公館において査証が発給されなかったことを証明する書類を提出した者に限る。

(3) 査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合

査証が未使用で失効していることを確認できた場合には、入学検定料、入学金、1か月分の学費及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可書を返還し、パスポートの全ページのコピーを提出した者に限る。

(4) 入学後、途中退学した場合

入学検定料及び入学金は、返還しない。授業料、教材費及び施設費については、1年間を2期とし、次学期の納付済み分を返還する。

第6章 雜則

(健康診断)

第25条 健康診断は、年1回、別に定めるところにより実施する。

(寄宿舎)

第26条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(細則)

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

(学生の遵守義務)

第28条 本学に在籍する学生は、本学規則及び本学が定める他の諸規則を遵守する義務を負う。

附則

1. この学則は、1992年3月1日から施行する。
2. この学則は、1994年10月1日から施行する。
3. この学則は、1996年10月1日から施行する。
4. この学則は、1997年1月1日から施行する。
5. この学則は、2000年10月1日から施行する。
6. この学則は、2004年1月1日から施行する。
7. この学則は、2006年4月1日から施行する。
8. この学則は、2007年4月1日から施行する。
9. この学則は、2008年4月1日から施行する。
10. この学則は、2009年7月1日から施行する。
11. この学則は、2011年7月1日から施行する。
12. この学則は、2012年7月1日から施行する。
13. この学則は、2013年10月1日から施行する。
14. この学則は、2014年7月1日から施行する。
15. この学則は、2015年10月1日から施行する。
16. この学則は、2017年4月1日から施行する。
17. この学則は、2018年4月1日から施行する。
18. この学則は、2019年4月1日から施行する。
19. この学則は、2019年10月1日から施行する。
20. この学則は、2020年4月1日から施行する。
21. この学則は、2020年10月1日から施行する。

【新学則】

22. この学則は、2021年4月1日から施行する。
23. この学則は、2024年4月1日から施行する。